

園児保護者 様

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症のインフルエンザの出席停止の期間の基準は【発症した後5日を経過し、かつ 解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで】となっています。

インフルエンザに感染した園児は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数には入りません。尚、再登園するにあたって改めて「治癒したかどうか」について再度診察を受ける必要性については、医師の指示に従ってください。

インフルエンザが治癒し、登園するときはこの「治癒報告書」を提出してください。この報告書は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

インフルエンザ 治癒 報告書

四季の森幼稚園園長 様

組

園児名

下記疾患は、治癒しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名（*AかBのどちらかに○をしてください）	インフルエンザ A ・ B
発症日（咳・鼻水・発熱等風邪のような症状が出た日）	年 月 日
受診した医療機関	
医療機関受診日	年 月 日
解熱した日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日 まで

年 月 日

保護者氏名

印